

その工事、石綿（アスベスト）の調査はしていますか

建築物等の解体・改修工事を行う前に、工事対象となるすべての範囲について石綿の使用の有無を調査（事前調査）する必要があります。

# 石綿の事前調査は必ず行う必要があります！

解体等工事（建築物等を解体、改修※する作業を伴う建設工事）の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を行う前に、工事対象となるすべての範囲について石綿の使用の有無を事前に調査する必要があります。なお、その結果については工事着手までに掲示を行い、事前調査書面を作成・保存し、現場へ備え付けることが義務付けられています。

また、元請業者は発注者へ書面で事前調査結果の説明を行わなければなりません。

※ 建築物等に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物等の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含む。

## すべての工事が対象

工事の規模に関わらず、**すべての解体等工事が対象**です。

## 書面調査と目視調査が基本

事前調査は、**書面による調査と現地での目視調査が原則**です。

これらの調査で建材の石綿含有の有無が分からない場合は分析調査を行う必要があります。ただし、建材中に石綿が含有されているとみなして石綿飛散防止措置を講じる場合は、分析を省略することができます。

また、建築物の**事前調査は「建築物石綿含有建材調査者等※1、2」が行う必要**があります。

- ※1・特定建築物石綿含有建材調査者  
・一般建築物石綿含有建材調査者  
・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）  
・令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

- ※2 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後の設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、建築物石綿含有建材調査者等による調査を行う必要はありません。

## 自治体への調査結果の報告は義務

元請業者又は自主施工者は、一定規模以上の建築物等の解体等工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査実施後速やかに、**自治体へ事前調査結果を報告する必要**があります。なお、報告は原則として石綿事前調査結果報告システムを通じて行ってください。

### 【報告対象工事】

- ・建築物の解体作業で、工事の対象となる建物の床面積の合計が**80m<sup>2</sup>以上**であるもの
- ・建築物の改修作業、工作物※の解体・改修作業で、工事の請負代金の合計が**100万円以上**であるもの（材料費、消費税を含む。事前調査費用は除く。）

※ 石綿含有建材が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限りです。

詳細は、大阪府ホームページをご参照ください。

大阪府 石綿 検索